

(事務連絡)
令和3年3月8日

市内地域密着型サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

令和3年度運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の開催について（通知）

平素より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、「各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定されています「運営推進会議」及び「介護・医療連絡推進会議」（以下「運営推進会議等」という。）につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度における運営推進会議等の開催回数及び開催方法の取扱いについて周知させていただいたところであります。

岐阜県は3月より緊急事態措置を実施すべき区域から外れたものの、引き続き感染防止対策の徹底が求められている現状を踏まえて、令和3年度における運営推進会議等の取扱いを以下のとおり定めます。

各事業所におかれましては各々の事業に応じた開催方法をご検討のうえ、令和3年3月26日までに開催日程等のご報告をお願いします。

なお、本取扱いを終了する際は、改めて通知させていただきます。

記

1. 開催方法について

令和2年8月26日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染防止の観点における令和2年度の運営推進会議等の開催について（通知）」による取扱いを継続し、インターネット等を活用したオンライン会議、または文書のやり取りにより開催して差し支えないものとします。

引き続き、文書のやり取りにて開催する場合は、一方的な報告だけで済まさないよう、運営推進会議等の①構成員から評価を受け、②要望や助言等を徴収し、③そのアクションを起こした上で、④その結果を議事録に記載のうえ、⑤運営推進会議等の構成員に周知してください。

本通知の取扱い方針は、必要な感染防止対策を講じたうえであれば、参集形式により開催することを妨げるものではありません。

参考

「各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第59条の17より抜粋

(前略) 運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2. 開催回数について

前項の措置に伴い、運営推進会議等の開催回数の削減は行いません。

3. オンライン会議、文書による開催時の注意事項

インターネット等を活用したオンライン会議を積極的に活用し、顔が見える関係を構築することや、事業所や利用者の方の様子が伝わるよう努めてください。インターネット等を活用したオンライン会議での開催が困難な場合は、①資料に表や数値を載せるだけでなく説明を補記する、②写真を掲載する、等して構成員が活動を評価できるよう工夫してください。

4. 令和3年度開催予定の報告について

本取扱いの終了や新型コロナウイルス感染状況によって状況は変わる可能性があります。が、現時点での計画を下記のとおりご報告ください。

- (1) 報告様式：別紙「令和3年度開催日時予定表（様式）」
- (2) 報告期限：令和3年3月26日（金）
- (3) 提出方法：Eメール (kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp)
- (4) 備考：参集形式以外での開催の場合は、概ねの開催日時（〇月上旬等）で記載して頂いて構いません。

5. 参考資料

- ・各務原市健康福祉部介護保険課長 令和2年8月26日付け 事務連絡

各務原市 健康福祉部 介護保険課	担当	大海
電 話	058-383-2067（直通）	
F A X	058-383-6365	